

令和7年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第6号	令和6年度国東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 1
報告 第7号	令和6年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 3
報告 第8号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 5
報告 第9号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 6
報告 第10号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 7
議案 第47号	令和7年度国東市一般会計補正予算(第1号)	P 9
議案 第48号	国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	P 10
議案 第49号	宇佐・高田・国東広域事務組合規約の変更について	P 12

報告 5件

議案 3件

計 8件

報告第 6 号

令和 6 年度国東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度国東市一般会計予算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和6年度 国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	起債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	財産管理費(市有地法面崩壊対策事業)	139,022,000	19,000,000					19,000,000
		【応援】 研修バス購入事業	12,065,000	12,065,000					12,065,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム整備事業	15,102,000	13,497,000					13,497,000
3 民生費	1 社会福祉費	【高騰】 物価高騰対策給付金事業	150,000,000	150,000,000				150,000,000	
		【高騰】 物価高騰対策給付金事業(事務費)	8,024,000	4,012,000				4,012,000	
	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金事業	12,133,000	1,815,000	1,815,000				
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業施設等復旧支援事業	53,909,000	53,909,000		26,240,000			27,669,000
		県営ほ場整備換地事業	4,068,000	4,058,000					4,058,000
		県単農業用ため池緊急対策事業	18,000,000	14,886,000		4,444,000			10,442,000
	2 林業費	林道整備事業	35,133,000	8,230,000		3,600,000	2,700,000		1,930,000
	3 水産業費	【戦略・推進】 地方創生港整備事業	136,309,000	87,169,000		56,411,000	29,100,000		1,658,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市単独道路新設改良事業(安岐)	63,784,000	36,579,000			36,400,000		179,000
		大分空港線道路改良事業(交付金事業)	28,000,000	24,300,000		13,030,000	11,100,000		170,000
		裏山大海田本線道路改良事業(交付金事業)	26,386,000	14,000,000		5,181,000	8,700,000		119,000
		橋梁長寿命化事業(国庫補助金事業)	245,050,000	68,214,000		26,366,000	39,500,000		2,348,000
10 教育費	1 教育総務費	【応援】 通学バス整備事業	5,845,000	4,500,000		1,650,000	2,100,000		750,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	144,332,000	113,139,000		15,759,000	3,200,000		94,180,000
		農業用施設災害復旧事業	155,194,000	79,390,000		23,911,000	1,700,000		53,779,000
		林道災害復旧事業	63,650,000	46,084,000		18,202,000	4,200,000		23,682,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	723,175,000	398,785,000		158,923,000	94,500,000		145,362,000
	3 文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧費	46,732,000	29,072,000			28,900,000		172,000
合 計			2,085,913,000	1,182,704,000	1,815,000	353,717,000	262,100,000	154,012,000	411,060,000

令和7年6月5日提出  
国東市長 松 井 督 治

報告第 7 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和6年度 国東市下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良費 (管路災害復旧事業)	円 2,000,000	円	円 2,000,000	円 1,000,000	円	円 1,000,000	円	円	仮設橋の設置に不測の日数を要したため。
		管路建設改良費 (管路等設備整備事業)	1,155,000		1,155,000	1,000,000		155,000			資材の入手に不測の日数を要したため。
		処理場建設改良費 (処理場設備整備事業)	3,190,000		3,190,000	3,000,000		190,000			資材の入手に不測の日数を要したため。
合 計			6,345,000		6,345,000	5,000,000		1,345,000			

令和7年6月5日提出

国東市長 松井 督治

報告第 8 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

報告第9号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

国東市長 松井 督 治

報告第 10 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 14 日

国東市長 松 井 督 治

### 記

#### 1. 事故の内容

令和 7 年 3 月 17 日午後 4 時頃、国東市安岐町朝来 1661 番地先、市道久末蔭平線において、相手方がトラックを運転中、道路が突然陥没し、車両右前タイヤが落ち込み、車両バンパー等を破損させたもの。

2. 損害賠償の額            416,350 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、416,350 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

#### 4. 和解の相手方

議案第 47 号

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第48号

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成30年国東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

可燃	指定袋(大)	10袋につき	420円
	指定袋(小)	〃	315円
不燃物	指定袋	〃	420円
資源物	指定袋(ペットボトル)	〃	420円

」

を

「

可燃ごみ・ 不燃物	指定袋(大)	10袋につき	250円
可燃ごみ・ 不燃物	指定袋(小)	10袋につき	150円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設の運用開始に伴い、家庭から排出される一般廃棄物の処理費の削減が見込まれるため、指定袋の料金を改定するとともに、資源物であるペットボトルの処理手数料を無料にするため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 49 号

### 宇佐・高田・国東広域事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定に基づき、宇佐・高田・国東広域事務組合理約を次のように変更することを協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

### 宇佐・高田・国東広域事務組合理約の一部を変更する規約

宇佐・高田・国東広域事務組合理約（平成 19 年大分県指令市振第 772 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「法鏡寺 224 番地」を「西大堀 87 番地の 1」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由 事務所の位置の変更に伴い、宇佐・高田・国東広域事務組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、提出する。